

基発 1 2 2 8 第 1 7 号
平成 3 0 年 1 2 月 2 8 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「労働契約法の施行について」の一部改正について

労働契約法の一部を改正する法律（平成 2 4 年法律第 5 6 号）による改正後の労働契約法（平成 1 9 年法律第 1 2 8 号。以下「法」という。）については、「労働契約法の施行について」（平成 2 4 年 8 月 1 0 日付け基発 0 8 1 0 第 2 号。以下「通達」という。）により法の趣旨及び内容を示したところである。

今般、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成 3 0 年厚生労働省令第 1 1 2 号。以下「整備省令」という。）が、平成 3 0 年 9 月 7 日に公布され、その一部が、平成 3 1 年 4 月 1 日に施行されることとなったことに伴い、整備省令による改正後の労働基準法施行規則（昭和 2 2 年厚生省令第 2 3 号）の内容について、通達の一部を別添の新旧対照表のとおり改正することとしたので、了知の上、周知に遺漏なきを期されたい。

なお、整備省令による改正後の労働基準法施行規則の解釈については、本日付け基発 1 2 2 8 第 1 5 号「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律による労働基準法関係の解釈について」を参照されたい。

新旧対照表

○ 平成24年8月10日付け基発0810第2号「労働契約法の施行について」

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>目次 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 総則 (法第1章関係)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 労働契約の内容の理解の促進 (法第4条関係)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 書面確認 (法第4条第2項関係)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 法第4条第2項の「(期間の定めのある労働契約に関する事項を含む。)」は、期間の定めのある労働契約が締結される際に、期間満了時において、更新の有無や更新の判断基準等があいまいであるために個別労働関係紛争が生じていることが少なくないことから、期間の定めのある労働契約について、その内容をできる限り書面により確認することが重要であることを明らかにしたものであること。</p> <p>「期間の定めのある労働契約に関する事項」には、労働基準法施行規則 (昭和22年厚生省令第23号) 第5条において、労働契約の締結の際に使用者が書面により明示しなければならないこととされ</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 総則 (法第1章関係)</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 労働契約の内容の理解の促進 (法第4条関係)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 書面確認 (法第4条第2項関係)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 法第4条第2項の「(期間の定めのある労働契約に関する事項を含む。)」は、期間の定めのある労働契約が締結される際に、期間満了時において、更新の有無や更新の判断基準等があいまいであるために個別労働関係紛争が生じていることが少なくないことから、期間の定めのある労働契約について、その内容をできる限り書面により確認することが重要であることを明らかにしたものであること。</p> <p>「期間の定めのある労働契約に関する事項」には、労働基準法施行規則 (昭和22年厚生省令第23号) 第5条において、労働契約の締結の際に使用者が書面により明示しなければならないこととされ</p>

<p>ている更新の基準が含まれるものであること。<u>ただし、労働者が次のいずれかの方法によることを希望した場合には、当該方法とすることができること。</u></p> <p><u>① ファクシミリを利用してする送信の方法</u></p> <p><u>② 電子メールその他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 1 号に規定する電気通信をいう。）の送信の方法（当該労働者が当該電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるものに限る。）</u></p> <p>なお、法第 4 条第 1 項等法の他の規定における「労働契約の内容」についても、期間の定めのある労働契約に関する事項は含まれるものであること。</p> <p>オ （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>第 3 ～ 第 8 （略）</p> <p>別紙 （略）</p> <p>別添 （略）</p>	<p>ている更新の基準が含まれるものであること。</p> <p>なお、法第 4 条第 1 項等法の他の規定における「労働契約の内容」についても、期間の定めのある労働契約に関する事項は含まれるものであること。</p> <p>オ （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>第 3 ～ 第 8 （略）</p> <p>別紙 （略）</p> <p>別添 （略）</p>
---	--